

平成28年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成28年3月 8日

閉 会 平成28年3月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（3月10日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 坂 本 豊 君

7 番 木 村 修 君

議事日程（第3号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 3番 森 弘美 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

第5 一般質問 2番 久慈省悟 議員

第6 一般質問 7番 木村 修 議員

午前9時31分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は6名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。よろしく申し上げます。

蓬田村除雪隊の除雪車とJR津軽線普通列車の衝突事故について質問をします。

まずもって蓬田村除雪隊の作業員の皆さんは、深夜から出勤し、生活道路や通学道路、あるいは業務関連道路の除排雪作業を行い、地域住民の安全・安心の確保のために頑張っているご労苦に対して感謝を申し上げます。

しかしながら、まことに残念なことに、あってはならない踏切事故が発生してしまいました。平成28年1月17日日曜日、午前5時40分ころ、JR津軽線中長科踏切で蓬田村がリースした除雪車と蟹田発青森行きの始発上り普通列車（3両編成）の衝突事故について、村民は重大な関心を持っています。

これまでの経過、対応、対策及び補償等の事故解決までの見通しについてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） まず、このたびの踏切事故については、村民の皆様、議員各位に対し、大変ご心配をおかけいたしました。まことに申しわけありませんでした。

それでは、事故後の経過、対策等についてお答えをいたします。

事故の翌日、1月18日午前、村長と建設課長、私が、JR東日本関係5カ所、リース契約の相手方、キャタピラー東北北東北支店へ、事故に対する謝罪に伺っております。その日の午後、役場において村長、建設課員、除雪隊員による事故再発防止に向けた除雪作業の安全対策について打ち合わせをし、確認をしました。

21日、議員例月集会にて、村長と建設課長の私が、事故発生の際、事後の経緯、被害状況、事故の原因、今後の対策について説明をしてきました。

21日午前、同じ日ですけれども、事故車両を現場からトレーラーに積載し、キャタピラー東北へ運搬をいたしております。

22日、事故を起こした運転手より、1月21日付の退職願が提出され、受理されております。

月が変わって2月の9日午前、私とうちのほうの建設課の除雪担当者が、事故車両が加入している青森市内の損害保険会社を訪ね、担当者より任意保険の補償内容等の説明を受けました。

その内容です。対象となる補償について。対物賠償保険、付保額、無制限に加入しているので、JRの列車と衝突したことによる列車及び施設の修理費、事故に伴い間接的に発生した損害、これは運賃の払い戻しや代替輸送費などになります。長科公民館建造物の復旧費用、応急手当も含まれます。車両搬送特約、付保額15万円、現場から契約車両を搬送するのに要した費用、以上がこの保険の支払い対象となるということであります。なお、車両保険の加入がないので、車両修理費などは所有者との協議になるということになっております。

今後の流れについてということで、事故状況については詳細を調査中です。自己の内容や発生の原因などの詳細を確認していますと。対物賠償の被害について確認済みですと。JR東日本は次年度に請求される予定のため、損害額は不明ですと。JR北海道は運賃払い戻しとして60万円弱の請求を受けており、詳細を確認中ですと。長科公民館については、当面応急手当を行い、今春雪解けを待って復旧をする予定ですと。事故状況と損害の詳細が確認でき次第、賠償内容について各被害者と損害保険会社とで協議を行うと。当面は示談書を作成せず、口頭での和解にて解決を図る予定です。

以上がこの保険会社で説明を受けた内容になります。

9日午後、役場応接室にて、キャタピラー東北と事故車両の補償、損害賠償について打ち合わせを行いました。キャタピラー東北とリース車両の所有者との協議をした結果、リース車両が事故に遭わなければ稼働することが可能であった3月末までのリースの再契約を結んでほしいと。代替の車両については、28年11月末までに納車されれば、営業補償等は求めないという内容でした。

12日、事故車両の修理見積書が提出され、新車購入見積書と価格を比較検討したところ、新車を購入した方が低価格で所有者に納車できることがわかりました。

19日、議員例月集会にて、村長と私が9日に打ち合わせをした損害保険会社、キャタ

ピラー東北の内容について説明をいたしました。

以上が事故後の経過になります。

事故原因については、事故車両を保管しているキャタピラー東北において、外ヶ浜警察署、キャタピラー東北の技術者とで車両を検証していますが、最終的な事故原因については公表されていません。

今後の事故防止対策については、今まで始業時の点検は目視のみで行っていましたが、事故後はチェック表を用い、チェック漏れのないよう点検整備を行っております。

なお、28年度は除雪ドーザが1台ふえる予定になっており、8台体制になります。そうすると、現在の除雪路線の見直しをすることができ、1台当たりの除雪作業の距離の短縮、時間に余裕のある作業を行うことができると考えております。

また、除雪機械運転手の募集時期も早め、早期に内定者を確保する。内定者には除雪講習会等に参加してもらい、作業の安全性の確保、円滑な作業実施などの意識向上を図っていききたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ただいま説明したとおりでございますが、私個人、村長として対応した部分もありますので、その部分を追加説明したいと思います。

1月の18日、翌日でございますけれども、翌日、担当課長が話したとおりでございますけれども、この日に私のほうからJRの行けなかった箇所、3カ所に対しまして、おわびの電話を入れました。それはJR北海道の函館支社とJR東日本の盛岡支社、それから貨物関係のほうに立ち寄ってきませんでしたので、貨物のほうに話をしました。その後、1月の20日から22日までにかけて、青森県関係、県の新幹線のほうの対策室だとか、そういうことで5件ほど電話をしております。

話は飛びますが、2月の2日の日です。JR東日本の盛岡支社のほうが、行っておわびしたいということで2回ほど連絡したのですが、来なくていいというので、どうしても受付してもらえなかったものですから、2月の2日、1日に東京に行って、帰り、2月の2日の日の昼ごろに、説明したように、JR東日本の盛岡支社に行って、担当課長と会ってきました。おわびしてきたということです。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今いろいろ経過なり対策なりが、説明を受けました。人身事故にならなかったことは不幸中の幸いだとしても、事故の原因について、いまだに断定され

ていないということですが、平成28年1月19日火曜日の東奥日報朝刊の報道によりますと、村パートの除雪作業員は燃料がなくなったために踏切内で身動きが取れなくなった旨の話をしていたということです。除雪経験者の話によりますと、作業前に機械のオイルと燃料の点検をすることは基本中の基本であり、常識だと言っております。なぜ始業前の点検が行われなかったのか。

また、踏切には非常停止ボタンがなかったことから、緊急連絡先に電話をしたが不通であったということですが、不通ということがあるのか。さらには、3両編成の列車には乗客はいなくて、運転手ら4人が乗車していたということですが、通常は運転手と車掌の2人の乗車だと思いますが、何らかの理由があったのかについても確認すべきだと思います。これらのことは、今後の事故処理にかかわってくると思います。

以上のことについて答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 始業前の点検については、まず通常行うべきものであり、私自身もそこをやったかどうかというのは確認はしなかったのですが、除雪車の運転手本人と私も話をしましたら、そのときは半分以上あったので今日は大丈夫だという回答を私は聞いています。オイル等についても大丈夫だったという話だったのですが、実際は走っている最中、もし燃料のそのメーターが、多分点減したのでしょうかけれども、そのときにとめてやはり燃料補給すべきものというふうに私は解釈して、これは重大なミスだというふうには思っております。

それから、電話が不通であったということは本人からも聞いてはいます。聞いていたのですが、それが不通であったというのが、電話が、何ていうのですか、相手がとらなかつたというのはあったのかどうかというのは、これはそのときでないと、現場の話でございまして、向こうがどういう体制であったのか、ちょっと私もそこまでは聞いておりません。

それから、4人乗っていたと。なぜ4人乗っていたのかということについては、こちらのほうとしては、確認をとるといえるのに対しては、ちょっと難しいかなというふうな気がします。ただ、そういう内容が決まって、もしそれが任意保険のほうとの示談、あるいは蓬田村との示談という形になれば、私どもも弁護士を通じてその内容について検討するという作業は確実に必要だと私は思っていますので、現在のところはそれらについては確認はしない方針です。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 事故原因については、警察の捜査のこともあってということらしいのですが、住民の方々は、もう燃料切れなんだというふうに言っているわけですので、そこら辺はいずれ明らかにしてほしいなと思います。

それから、今事故を起こした除雪ドーザですが、キャタピラー東北株式会社青森営業所に依頼してリースしたものです。除排雪期の最盛期になぜ急遽リースしなければならなかったのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） なぜ、リースをしなかった理由ということで、一応その除雪ドーザ、11トン級になりますけれども、これが1月の7日、作業のため瀬辺地漁港のほうから出動いたしまして、深夜、8日の午前0時ごろ、故障により走行不能となり、瀬辺地の道路上で停車してしまつたと。走行不能となつたため、翌日、うちのほうの除雪ドーザで機械センターまで持ってきました。その9日の9時ごろ、修理のためキャタピラー東北のほうへトレーラーで搬送しております。

それで、キャタピラーのほうで内容のため、修理内容について1月の14日、うちのほうの担当者が修理内容について立ち会いをしております。その修理内容は、ミッションがまず故障、修理しなければいけないということで、修理部品の調達のため、修理部品はアメリカの本土にあるということで、ちょっと時間がかかるという旨の説明をされました。その14日の午後、私の電話のほうに、リースできるドーザがあるということで急遽その日のうちに1台確保することにしました。その除雪ドーザ、リースしたドーザが15日に納車されました。という経緯でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 質問は今で3回目の質問なので、もう1回は発言はいいのですが、答弁を求めるといふ発言じゃなく、これからこうしたらいいという要望だとか、そういう内容をお願いします。

○1番（小鹿重一君） はい、わかりました。今、急遽入れたということについては、緊急停止したというようなことですが、それが要は、老朽化した、あるいはそういうようなことでのことであつたのか、あるいはまた重機の操作ミスによるようなものであつたのかということがありますし、それから質問ではありませんけれども、意見を申し上げていいのですか。（「はい」の声あり）人事に関しては村長の専権事項だと思います。作業員を公募したときには、平成27年度の除雪隊を編成したときに、心配になる

ようなことはなかったのかというようなことで、非常に除雪隊の組織としての機能が發揮されていたのか、非常に疑問に思っております。

また、今後、保険適用外の村の支払いが必要になるわけですので、このことは村民の税金を使うことにもなります。村が関係した事故ですから、村の賠償金を支払いをすることはやむを得ないとしても、結果として誰も責任をとらないというようなことにはなってはいけないと思っています。そのようなことを村長も重々考えられていると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思っています。

最後に、これからもこの事故については、決着するまで取り上げていきたいと思っています。最後に、長科新公民館の破損箇所については、雪解け後にきちんと調査をして修理して下さるようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

では、4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。今日は3つほどの質問をいたします。

まず、最初にただいま小鹿議員からも質問がありましたように、JRの問題について1つお話ししたいと思います。先々月、1月17日に起こってはならない、JR津軽線の車両と村の除雪車両が不幸にして踏切内で衝突事故を引き起こしたわけです。その後、敏速に事故に対応し、損害を最小限にとどめるために懸命に努力されたことと思います。

また、その事故に対しては、さまざまな要因が重なり起きたものと思われませんが、今後このような事故を未然に防ぐためにも、確認しておかなければならないこととしてお尋ねします。

村の除雪車両の始業・終業点検は毎日なされていたのでしょうか。また、点検がなされているのであれば、どのような点検をされていたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 始業・終業時の点検は、運転手各自が毎日行っております。なお、事故後はチェック漏れがないように、チェック用紙を用いて点検を行っており、事故等、そういうのを未然に防ぐように、それはしております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁によりますと、チェックシートを用いた点検をなされていると、簡単に説明があったわけでありますが、もしそのチェックシートの中身に、燃料の確認等の重要なチェック項目があれば、今回引き起こしたような燃料に関しての事故であるとは確定はしていませんが、そういう事故を未然に防げたわけでありませぬ。それにもましてこういう事故が起きたということは、そのチェックシートの中身の内容が問題なわけです。そのチェックシートの中には、もちろん燃料の確認事項も明記してあったわけでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） チェックシートは、まことに申しわけございませんが、事故後に使っております。ただ燃料については、うちはJ A蓬田と契約を結んでおりまして、除雪作業が終了した後に、J Aがローリーで満タンにするようお願いをして、燃料補給についてはそのようなローリーで満タンにしておくことでお願いしております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁を聞きますと、事故前まではチェックシートを用いた点検をしていなかったと。これは大変村にとっては不備です。非常に危険なことです。今それに対してチェックシートを用いた点検法を用いていると、それ以降に用いているという答弁がありましたので、その中身を十分に精査して、より一層の点検を実施していただきたいと思ひます。

また、村にはスクールバス、児童の送迎、学生の送迎に対して行っている、随分早くから行っているわけですが、そちらのスクールバスの点検も、そのチェックシートを用いた点検を実施していただきたい。その点検に際して、点検者の名前を明記して責任を持たせると、そういった配慮が必要かと思ひます。

もう一つだけお伺ひします。村所有のそういう特殊重機並びに車両、さまざまありますが、そういう車両に対しての保険の加入、そういうものはどうなっているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、保険の関係であります、自賠責、任意保険、車両共済、これらともに管理してございます。あと、先ほど除雪機械の関係の点検でありまし

たけれども、スクールバスの点検については、従来からチェックシートをもとに始業時点検をし、その当日に車両の管理者により押印して全部確認してございます。終わってからのについては、車内等の点検、あるいは破損等がないかもあわせて従来どおりやっているといます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 3つ終わりましたので。

○4番（柿崎裕二君） はい、わかりました。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） お答えありがとうございます。これからも、そういった意味では十分に点検等に配慮して、気をつけて運営を行っていただきたいといます。

それでは、2つ目の質問に移りたいといます。

次に、通学用自転車ヘルメットについて質問いたします。蓬田村では、中学生の登校に自転車通学を取り入れているわけですが、その自転車通学にヘルメットの着用を義務づけています。今現在採用されているヘルメットに対して私が調べたところでは、もともと建設現場等で使用されている、通称ドカヘルと呼ばれるものを改良し軽量化を図り、通学用自転車ヘルメットとして広く流用されているものらしいです。

皆様のお手元に配付されました資料、2枚ございます。とじられて2枚あります。1番目に写っているものが従来の今採用しているヘルメットでございます。参考にしてください。そのドカヘルを自転車用に改良したとはいえ、まだまだ成長期段階の子供たちにはそぐわしくないことが多く指摘されています。

そこで、村が生徒の安全を考えて、中学生全員にヘルメットの着用を義務化し予算をもって配付しているのであれば、そのドカヘルの安全性についてどのように思われているのか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 従来から安全性については、SGマークといたしまして、財団法人の製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を加えるおそれのある製品について、安全なことを決めた基準を設けておりますが、この基準にのっとりましたヘルメットを従来から使っておるところでございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、総務課長さんのほうからの説明によりますと、そのSG規格

ですか、の規格に当てはまった物を採用していると。ですが、その規格にも安全性の数値の幅というものがあまして、低いものから高いものまであるわけです。ヘルメットを工事現場用の改良型にしたゆえに、いろいろな欠点があるわけです。

まず、1つに、上部からの落下物、また頭部周辺の突起物など、物すごい衝撃から頭部を保護するために、ことを前提につくられたヘルメット、そちらが工事現場用、要するに今まで使っているヘルメットの性質なわけです。そうした意味で、ヘルメットの強度が問われるため、どうしても重い、風が通らない、不衛生で蒸れる、見た目がすごく悪いといったことが生じ、頭部の外傷を防ぐ効果はあるものの、そのヘルメット自体の強度と重さがあだとなって、発育段階にある学生の頭部内の脳に重大な障害を及ぼし、一生涯後遺症が残る例が多く報告されているわけです。

また、不幸にして事故で亡くなる原因は、頭部損傷によるものが何と68%、約7割を占めているわけです。例えば目に見える外傷、いわゆる腕とか脚とかの骨折なら、ほとんどの場合が回復が望めます。ですが、脳に損傷を受けた場合は、ほとんどがもとどおりに戻りません。なぜなら、脳はリカバリーの効かない細胞ですから、もし重大な損傷を受けた場合は、一生涯後遺症を引きずることになりかねないわけです。

従来のヘルメットは、材質的に強化プラスチック製です。自転車用の専用のヘルメットは発泡スチロールと樹脂でできて、すごく軽いものです。それで、2枚目の資料を見てもわかるように、スリットが入って、要するに風穴があいていて風通しがよく、何よりも重大な部分ですが、もし何かにぶつかった場合は、ヘルメット自体が割れることで衝撃を吸収し、脳へ与えるダメージをものすごく低減させる構造になっています。

ですから、ヘルメットの性質上、従来のドカヘルタイプのは、あまり自転車に向いていないわけです。それに思春期の血気果敢な中学生が見た目で格好悪い、入学後、1カ月もたつと部活で汗まみれになった頭にかぶって汗臭くなり、何とかぐわしい香りを漂わせませす。そんなヘルメットを学生たちはかぶりたいと思うのでしょうか。現に通学時はかぶるが、帰宅後はほとんど着用しないことが多く見受けられます。身を守るためのものがそうした理由から着用されないのであれば、非常に残念なことです。

そこで、私は、今後通学用ヘルメットの配付は、自転車専用のSGマーク規格のヘルメットを採用するべきと考えますが、どう思われますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 最近の、特に通学用のヘルメットであります。従来のヘル

メット型よりも大分改良がされまして、見た目にもすっきりして、ごらんのとおり私も見させていただいていますが、価格についても従来品より若干高目ですけれども、5,000円ちょっとぐらいでまず買えると。重量についても軽いと。従来の約620グラムあるものから見ると軽いし、通気性もいいということから、今後、P T Aなり、協議しながら、ちょっとお話をしながら検討していきたいというように考えてございます。

従来品と言えば今まで3年間の保証がついているとか、そういうメリットがあるし、日本P T A全国協議会の推奨品だというようなこともあって、従来品をずっと使ってきた経緯もあるので、新たなものを使うとなると、これが比較的衝撃に弱いので、壊ればまた、例えば保険がきくのかどうかとか、あるいは部品が取りかえることはできるかどうかとか、それらもまたいろいろあるかと思えますけれども、その辺、まず保護者等の意見も聞きながら、ちょっと検討させていただきたいというように思います。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。最後に一言、蓬田村でも少子高齢化によって人口が減っている中、大事な子供たちを守るためにも、できればこうしたヘルメットの配付を中学生だけに限らず、小学生にも配ることを切にお願いしたいと思います。そうした試みが高校生、大学生とつながり、最後には大人まで抵抗なくヘルメット着用が当たり前の常識になるようにお願いします。

現に愛媛では、県立高校の高校生に義務化をし、県職員が率先して着用した結果、1年でヘルメットの着用率が6倍になったと。住民からは、こういうヘルメットならかぶりたいと声も上々で、好評が、いいそうです。

このヘルメットに関してはこれで終わります。

3つ目の質問に移りたいと思います。

次に、自動体外式除細動器、略してA E Dについてお伺いします。皆さんも既にご存じだと思いますが、心肺がけいれんしている状態、その状態を細動というそうですが、それを電気の力で取り除く医療機器です。村内にも設置されていると思いますが、村内のどこに何基あるかお答えできますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、役場庁舎、ふるさと総合センター、トレーニングセンター、小中学校の計5カ所で、5基の設置をしております。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの5カ所の設置場所、設置されている場所をお伺いしますと、よく考えてみますと、置かれている場所が全て公的機関のように、今お聞きしました。そういうことになりますと、公的機関の建物というのは、建物内にある場合、土日祝日が休みで、そのAEDが使用できない状態になるわけです。休日期間中は。もしそうなった場合に、例えばの話になりますが、今設置されている施設の外で、心肺停止の方が現れた。そこにAEDがあるのもわかっています。しかしながら、休館日のために使えない。せっかく設備した、命を助ける医療機器が使えない。これであっては、何ら設備した意味がなくなると思います。そういった建物の中にあって、その近辺で倒れた場合の、そういった想定を考えて設置したものでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 当初については、とりあえず公共機関等であれば、比較的講習会等も随時やっているところから、まずはということで公共施設を中心に設置したところであります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 例えば野外に設置していれば、先ほど言ったように緊急事態に使用できるわけでありますが、今はAED単体でなく、要するに自販機、飲料水が販売されている自販機にAEDが組み込まれている商品がたくさん出ています。そうしたものを利用した野外に設置すれば、もっと人の集まる、例えば蓬田では海水浴場、それからグラウンド周辺に設置でき、そういった緊急時に対応できるAEDになり得ると思います。

今後そのような場所への設置計画とかの考えはございますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今のところ、まず公共施設についてもまだ一、二カ所不足しているところがあるわけですが、いずれにしても緊急時の対応ということでありますと、特に土日祭日、祭日あいているところについては問題ありませんけれども、閉まっている、特に小学校、中学校については、土日・祭日閉まっていますので、その辺小中についても非常時使えるように、土日・休日使えるような体制を検討していきたいというように考えます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 答弁漏れということで、野外設置とかの今ご意見がありました。確かにそれは大変便利で、便利だというか、非常事態に備えることはできると思います。しかし、これを管理する側が今度非常に大変なことになると思います。そこに置いてあるはずが、例えば盗難に遭ったとか、そういったことになると、使うべきものがそこにあるということになったりすることも考えられます。ですので、管理が野外に置く場合は、相当管理に気をつけないとできないというので、これはその辺を検討しながらやらないとできないだろうと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今答弁にあったように、そういった盗難の被害とか、そういうものを吟味しながら考えていただきたいと思います。

最後に、このようなAEDなど救命装置を幾ら装備しても、それを使える人がいなければなりません。また、自分自身も消防団活動を通してAEDの理解を深めていますが、いざ使おうとなると、恐怖心が伴い、率先して行動に移せないものです。したがって、AED設置に伴い、その使用の講習会が必要と考えます。その訓練を頻繁に行うためには、行政と消防、自治会の連携した訓練が不可欠だと考えます。

それと、できることであれば、各自治会にも設置場所を吟味して装備していただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番森 弘美君の質問を許します。

○3番（森 弘美君） おはようございます。3番森 弘美、きょうは3点について質問させていただきます。

まず、1つ目なのですが、小学校通り地下道の東と西、その出口及び歩道についてなのだけでも、バイパスがあるため、危険を回避するため地下道を設置したかと思えます。でも、冬期間、地下道の出入り口は除雪なり何もされておりません。また、歩道も誰かがボランティアであそこをやっているかと思うのだけでも、村としては歩道の除雪もしていないということになっています。バイパスの下というか、東側の農免道路、あっちのほうから小学生が旧稲葉商店のバス停まで2名ほど歩いてきてバスに乗っていくわけなのですが、その際車道を、歩道が除雪されていないため、車道を

歩いてバス停まで来ているのですけれども、村としては冬期間の地下道出入口、この除雪に関してはどう思っているのだから、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 歩道の除雪については建設課のほうで行っているわけですが、今シーズン4回ほど行っております。そのほか2回、除雪のため現地に行きましたが、既に森議員のご協力によってきれいに除雪がされていたそうです。大変感謝しております。来シーズンに向けての話になって申しわけありませんけれども、土日等、雪が降ったりした場合は、村では対応ができないわけです。なので、阿弥陀川自治会の歩道付近の方に有料でお願いしたらいいのか、その辺は阿弥陀川の自治会のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、課長から説明がありましたが、4回ほど歩道の除雪はしたと。それで、今後、これから来年の話なのだけれども、自治会と話をし前向きに、どうかいい方向に進んでもらえたらと思います。

2つ目の除排雪についてなのだけれども、これもまた伺います。昨年12月は記録的な少雪ということで、本当の暮れから雪が降ったわけなのですけれども、1月に入り本格的な雪が降り、児童が3学期を迎えるころには大雪になり、除排雪が十分できなかったわけですが、それについてどうしてできなかったか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 除排雪が十分にできなかった経緯、理由についてお答えいたします。

1台の除雪ドーザ、これは12トン級なのですけれども、登録してから28年経過している除雪車両であります。これが故障修理のため、1月の8日から27日まで不在になりました。残った6台で全路線を除雪しなければいけなくなり、十分な除雪ができなかったと。15日に今故障修理に出している、かわりのリース除雪車が納車されたわけですが、17日に踏切事故が発生してしまつたと。27日、修理を終えた12トンが納車されたのですが、それと同時に11トン級の除雪車、これは登録から20年経過している機械ですが、が故障修理のため、2月の2日までまた不在になって、残った6台で全路線をカバーしなければいけなくなつたと。

以上の経緯により、十分な除雪ができなかったということについて大変申しわけなく

思っております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、課長の説明がありましたが、28年経過した除雪車両、また27日からまた修理に出したやつが返ってきて、今まである6台で除雪をしているんな無理が、ツケが回ったというのかな、人にも。毎日出ているように。それで大変だったということわかります。

今度は生活道路についてなのですけれども、今までは生活道路、ロータリーでダンプに積みながら、1月中ごろから1月末にかけて、毎年1回ぐらいは生活道路を排雪しているのですけれども、どうしてそれは排雪がなかったのですか、ことしは。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 確かに1月の14日、蓬田村豪雪警戒連絡会議、積雪が102センチになった段階で設置しておりまして、排雪については1月の18日からうちのほうで行っております。ただ、これは生活道路でなくて各箇所の山にしたところの排雪に限って行っております。

なぜできなかったということになりますけれども、結局、急に雪が降って対応が追いつかなかったわけなのですけれども、今後このことはいないように十分パトロールをして対応していきたいと、いかなければいけないと考えております。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 生活道路も急に雪が降って、いろんな都合もあつたらうかと思えます。ダンプの手配も、市内でも排雪を毎日のようにやっていたから。雪だまりを最初はそうですね、4トン車ですか、雪だまり、半分ぐらいずつ何か所かこう、2日ぐらいかけてやったと思えますけれども、来年はことしのそういうことのないように、ぜひ生活道路の排雪も雪だまりもしっかりと3学期が始まるころにはやってもらいたいと思えます。

それと、もう一つ、次は、タイヤショベルの雪寄せなのですけれども、これは村としてはどのような指導をしているか、ちょっと伺いたいと思えます。村としてはどのくらいまで、このくらいだったらいい、ああ、このくらいだったらちょっと多いなというのはあるかと思えますけれども、寄せ雪で一番苦しいのは、お年寄りとか、朝早く会社に行かなければならないとか、夜の夜中に帰ってくるとか、そういう人が車で入れなくて、

私のところも何件か苦情が来ました。最低限、車で入れるように、ことしからはショベル1台ふえるかと思うのだけれども、バックしてまた持っていくとか、そういうことはできないものかどうか伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいまの寄せ雪についてですが、自宅敷地内の間口になるべく雪を残さないようにという指導はしております。何センチとか、そういう規定はありませんけれども、ただことしの冬は、先ほど来述べていましたように、除雪車両の故障修理によって台数が減ったと。その踏切事故により運転手が急遽変更になった路線などあります。このことに対して住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところではあります。

ただし、28年度、除雪車両が1台ふえるということで、当然路線の見直しを行います。細やかな除雪作業を心がけていくようにしていきます。ということでご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 課長は今、ことしから、28年度、除雪車両が1台ふえて路線の見直しをして、細やかな除雪をしてくれるということなので、それはぜひお願いして、3つ目の質問に入りたいと思います。

私は9月議会で聞いたのですけれども、配送ダンプ運搬に関してはまだ説明がなされていない。これは前に、今の砂山というのかな、山から下げる時、村として説明があったときは、役場で説明して、そのとき二、三人より人が来なかったという話は私、聞いていました。今回は説明はすると課長が9月に約束したのですから、今回はぜひ阿弥陀川の公民館で、それも業者を連れてきて一緒に説明してもらいたい。新幹線工事でも説明に来るには、新幹線の業者と役場で阿弥陀川の公民館に説明をした経緯があります。今回も業者と役場と一体、一体というんじゃなくて、一緒に来て、ぜひ阿弥陀川の公民館で早目に説明をお願いしたいのですけれども、どうですか、課長。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 配送ダンプの運搬の説明で、今おっしゃられたとおり、阿弥陀の公民館ということで、日程を調整して、これは3月にできるか、4月にできるか、そこはあれですけれども、早目に阿弥陀川の公民館をお借りして、それで説明会ということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、早目に、3月になるか、4月になるかということでありましたけれども、そのときは業者も一緒にですか。

○建設課長（大川誠治君） 業者も調整をとって、来年の運送の計画とか、そういうものを一緒に、まず調整したいと思います。

○議長（藤田修一君） それから、私から1つ申し上げます。議事録の関係で、質問する方も少し、一言、二言でなく、きちんと質問して、答弁する人も指名してから答弁しなければ、録音している機械は顔が見えませんが、その辺よろしく願いいたします。

（「了解しました」の声あり）森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 3月か4月ということで説明してくださるということなので、農家の人も、雪が解けて、大分きました。気持ちが今度、気持ちだけだと思うのだけれども、ちょっと忙しくなるみたいなので、早目に説明会を開いてください。お願いして私の質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、3番森 弘美君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。（「議長、トイレに行ってきます」の声あり）

そうすれば、暫時休憩いたします。5分ぐらい休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず、街灯について質問をいたします。

中沢地区の街灯が、ほかの地区よりも少ないので、これを解消してほしいという住民から要望がありました。中沢から広瀬までの国道280号線の街灯の数を調べてみましたら、広瀬が電柱40本に対して36カ所、瀬辺地が38本に対して37カ所、郷沢が34本に対して29カ所、蓬田が43本に対して43カ所、阿弥陀川は21本に対して12カ所、長科が24本に

対して16カ所、中沢は25本に対して18カ所あったわけです。中沢から阿弥陀川の電柱70本の34%に街灯がありません。これに対して、蓬田から広瀬までは156本に対して街灯がつけられていないのが7%になっていました。

このように地域で大きな差が出ています。この問題は、私は約30年ほど前、議員になったとき質問をした記憶があるわけです。それから、街灯は自治会が設置をして電気料金も自治会が負担をしていますが、この差を解消するため、村は助成などをして早期にこの差をなくすことができないのか、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） お答えします。

確かにこの阿弥陀川の川から蓬田寄りについては、若干明るいような感じがしてございます。確かに防犯灯の数も多くなっています。これは全部自治会修理でありまして、阿弥陀川、長科、中沢については、比較的少ないということもまた事実であります。これもうちのほうも自治会修理ということで理解してまずいただきたいと思います。

自治会修理ということですが、自治会管理もしていますので、自治会のほうで工事費を払って修理して、電気料は自治会持ちというようなことでずっとやってきた経緯がございますので、今は中沢から阿弥陀川までまず比較的本数が少ないということで、これを村が助成して今どうのこうのということにはちょっとならないというふうに考えます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問いたします。街灯は過去にどのような経緯で取り付けられ、このように大きな地域で差が出ているのかわかりませんが、阿弥陀川は9カ所、長科が8カ所、中沢で7カ所の電柱に街灯がないわけです。電力会社からの補助などで対応できないものなのか。また、役場からの助成について、総務課長はできないような答弁をしたわけですが、これらの地区に優先的に取り付けをしてもらうことはできないのか。再度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、27年度についても20基を東北電力さんから寄贈していただきまして、これらを各自治会さん、大体2個ぐらいを振り向けたところであります。この2個については、大体新規のところもあるでしょうし、古くなって悪いところを取りかえたという自治会さんもあるかと思いますが。新たに自治会さんのほうで自治会管理のほうについては、取りかえとなれば費用がかかるわけですので、ずっとこの、各自

自治会ごとに全体のその防犯灯の数というのはまちまちでありますけれども、それは自治会の判断でつけております。

村では、どうしてもここは公共的な場で暗いというようなところについては、東北電力さんの寄贈以外でも、村でぜひともということであれば、村のほうで設置して、自治会さんが電気料を払う、あるいは公共的なものであれば、村が実施して村が電気料を払うと、そういうふうにした経緯がございます。

いずれにしても、今年度、東北電力さんから20基の寄贈をいただきましたけれども、これは来年があるかどうかちょっとまだ、ここ何年かなかったので、ことし、27年度、20基寄贈していただきましたけれども、28年度もちょっとあるかどうかわかりませんが、我々のほうといたしましても、この20基、大分貴重ですので、各自治会さんの了解とれば、その少ないところからやるのは、それはやぶさかではないと思いますので、いずれにしても、東北電力さんについては今後も引き続き何とか寄贈していただきたいということを要望していきたいというふうに考えます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 各自治会の予算というのは、どこの地域でも逼迫して大変だと思います。果たして、これ1基、自治会で購入して取りつける費用というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 大体5万から10万いかないかと思えます。27年度中に自治会所有の防犯灯、今村のほうで調査して、個数を調査していまして、28年度の予算、あした最終で審議されますけれども、すぐ予算が通りますと、自治会さん所有の部分600万ほどの事業費になりますが、全部LEDに変えるという計画をしていますので、それを全部つけた段階で、従来のその防犯灯と蛍光灯と、今つけるLEDがほとんどその明るさにはそう差がないというふうに考えますので、実際全部つけた段階でもう1回ちょっと見てみて、どうしてもやはり足りないところがあればつけたいと。

ただ、いずれにしても、今後向こう10年間、LEDについては維持管理費がかからないということを想定していますので、その間村が管理していきたいというふうに考えています。

ですので、ことし、早ければ6月ぐらいまでには、もし自治会さんのLEDが全部設置された段階で、私どものほうもどのぐらい明るくなったのかというような確認をした

と思いますので、もしその中で自治会さんのほうからまた、いや、ここ暗いとか、またそういうのがあれば、村のほうとしても検討していきたいというように考えます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、2番目の消火栓についてお聞きしますけれども、外ヶ浜町では、ご存じの方もいると思います。消火栓の近くにホースの格納庫を設置してホースを設置しているわけです。消火栓の近くで火災が発生したときに、ポンプ車を待たなくても初期消火に役立つのではないかと、私は感心して見ているわけです。外ヶ浜町で実際に使用した例はわかりませんが、火災の発生確率というのは約1,000分の1と言われてますから、自分の家が火事になる確率は1,000年に1回ということで、それほど火事になるということはないわけです。ですから、それほどこの格納庫の場合も使用されるということは、頻度がないと思いますけれども、住民にとっては安心を買うことができるというふうに私は考えられます。

村でもこの設置の構想が必要ではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 外ヶ浜町の旧蟹田地区、平舘地区、この2つのその設置されている消火栓の脇にそのボックス、消火用のボックス、いわゆるホース等を収納するボックスが置かれているようです。まだ直接緊急車両が来る前に使われたことはないようですけれども、何かもう大分、もう30年も40年も前からついているという、外ヶ浜町の消防担当者が言っていたので、ちょっといつごろ立てたかわかりませんが、県内的にも割と珍しい、青森市にも一部何かあるというふうに聞いていますけれども、珍しいかと思います。

いろいろな問題がありまして、冬期間のその問題とか、あるいは収納の問題、あるいは管理の問題とか、あるいは幾らその消火といいますが、先ほど初期消火と言われまされたけれども、初期消火については、大概消火器で間に合うというのが初期消火の範囲内ということで、大体2分か3分ぐらいということ想定されますので、天井等に燃え移ってしまったら、もう危険だし逃げなければいけないということであれば、あとはもう外で消火するか、緊急車両を待つしかないというように考えます。

いずれにしても、一般住民がもしその巻き込まれて消火栓等から直接消火活動をやるといったことであれば、またこれは大変なことが想定、万が一の事故等が想定されることもありますので、今のところ村としては設置するというふうなことについては考えて

ございません。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問いたします。私はちょっとインターネットでこのホースからノズル、格納庫の価格、調べてみましたけれども、安いのではホースが3本と、ノズルを収納できるもので1万6,800円、ホースの値段もさまざまありますけれども、2万5,000円くらいからあります。3本で7万5,000円、ノズルも安いもので5,000円ほどでありますから、1カ所セットで10万円ほどで買うことができるわけです。ただ、実際業者に見積もりをさせれば、この3倍ほどの値段になるでしょう。村内の消火栓は25カ所と記憶しておりますが、500万円ぐらいの予算で可能だと思うわけですね。実際はもっとかかるかもしれませんので、二、三年の年度で予算でやれば、負担は軽くなるのではないかと思うわけです。

ただ、先ほど言ったように、本当に効果があるのかは、火災が頻繁に起こるわけでもないので未知数ですが、消防団はいろんな行事で、行事があればポンプ車を使って出かけます。例えば山岳遭難救助から実際の山岳救助になれば、ポンプ車が住宅街から遠く離れた場所へ移動してしまいます。そのとき不幸にも火災が発生をしたとき、現場に駆けつけると時間がかかりますが、そういうときにもこういうのが設置してあれば有効ではないかと考えられます。可搬式ポンプもあるわけですが、これを動かすには人数も必要です。消火栓の近くの火災だと、ホースを仮に3本収納してあるところであれば、屯所から2本ほど持ってくるだけで100メートルの範囲の火災にも十分使えるわけです。

いろんな安全面のことで考えられないということの答弁でしたけれども、そういう面も含めまして、再度考え直ししていただけないのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議員おっしゃるとおり、消火栓の数が25基ございます。金額もおっしゃっていただいたように大体の見積もりはそのぐらいだというように私も認識しておりますけれども、いずれにしましても、一般住民が巻き込まれるということを想定されると、これは大変なことになります。けがだけで済まない場合も出てくるというようなことが想定されます。確かに消火栓の近辺でもしそういう災害があったときについては、その近くの分団がいち早く駆けつけるとなれば、人手ももちろんそうですし、当然車両も、緊急車両もすぐ出るわけですので、あるいは訓練とか、あるいは観閲式とかいろいろ練習している間でも、消防車両が1カ所に集まりますけれども、それぞれの

分団については地元には何かあればいけないということで、常にそういう危機感を持ってやっていますので、今のところはそういった、特に安全面を強調されますけれども、そういうことで今のところは設置はないというようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） わかりました。

次に、3番目の除雪体制についてお伺いいたします。

ことしの除雪で生活道路の排雪が1回も行われませんでした。理由は、さきの森議員からもあり、答弁もありましたけれども、住民からは、排雪がないため道路が狭く、火災などが発生したときも含め、不安の声が多数ありました。ここ数年、役場の除雪では、雪だまりの排雪はことし2回ほど行っておりますが、道路のそれは行われませんでした。経費が節減、これが目的なのか、これが住民の要求よりも大事だということになるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいまの経費節減の話についてお答えいたします。

除排雪の予算については、シーズンとして年間予算を当初予算に計上しております。経費の節減は大事なことだと思いますが、大雪や豪雪時など、住民の方が不安、不便にならないように、足りなくなった場合は補正予算などで対応していくことが必要ではないかと、このように考えております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ことしも、先ほどから除雪ローダーの故障などで台数が減って、かなり苦戦したという話もありました。除排雪が行われなかった理由についても、結構雪が降って忙しかったという答弁もあったようですが、果たしてことし、今年度の12月、1、2、3月の出動回数というのは、実際何回ほどありましたか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今回の回数についてお答えいたします。

代表的な機械で言います。12月、7回、6から7回出動しています。1月、18回、25回、機種によって違いますけれども、出ております。2月、一番出ているのが15回、一番少ないのが7回、これはロータリーになりますけれども、という回数になっております。（「3月はゼロですか」の声あり）3月はまだ、済みません、資料を持ってきておりません。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 除雪隊が深夜11時前から起きて朝まで仕事をするという過酷な勤務で、大変ご苦勞が多いわけです。ただ、毎日毎日出ているわけではないので、天気予報などを見れば、雪の降らない日というのはわかるわけで、そういう日を狙って排雪をする機会というのは、十分私はあると思うわけです。本当に頻繁にここ数年、中通り、狭い生活道路の排雪が行われていないわけです。ですから、もっと十分住民のことを考えながらきれいにやっていただきたいと思うわけですが、来年度もまたこのようなことになるのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 来年度については、先ほど来申し上げていましたが、除雪ドーザが1台ふえる予定になっております。それによってことしとは違い、きめ細かな除雪並びにその生活道路の排雪を確実に行っていききたいと、そのように考えております。以上でございます。

○村長（久慈修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次の3番目の2の質問に入ります。

除雪車と列車の事故のことですが、先ほどから原因のことが言われているわけです。特にこの事故の場合は、原因が何なのかということがやはり一番大事なわけです。ところが、一部の新聞報道を見ても、原因が特定できないとか、そういうことがあるわけです。その一方で、ガス欠が原因だというふうになっている場合もあるわけです。ですから、ガス欠ということになれば、当然こちら側の不注意というか、責任が多いわけですよ。

ところが、何かガス欠でなく別なところにも原因があるというふうなことをニュアンスを持っていて、なかなか特定、はっきりした特定を示しておりません。この前も事故原因はガス欠が7から8割だというふうな答弁をしていたと記憶していますけれども、

断定に至っていないということが非常に問題なわけです。もしガス欠が原因でなければ、燃料に水が入っていて、燃料フィルターに水がたまってエンジンが故障、とまるということも考えられます。もう一つは、エンジンそのものの故障、欠陥ということがあれば、エンジンがとまるわけですよ。

ところが、今950万4,000円を損害賠償として計上しました。ということは、全て機械に原因があるのではなく、こちら側に全ての責任があるということを示しているわけですよ。それにもかかわらずまだ特定できていないということはどういうことなのか。特定できていないのに、こちらが全面的に全額を補償するという、そういう理由は何なのかを答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今現在、事故の原因については、外ヶ浜警察署より正式に公表されていません。なので、特定はできていないということになります。私が例会会で言ったのは、新聞紙上にも出ていましたし、キャタピラー東北の方に聞いて、恐らくのこれは話で申しわけないのですが、ガス欠が原因というのは8割から9割であろうという内容だということでありまして。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 同じ質問を繰り返しますけれども、事故原因が特定されていないのに、向こうから請求が来た金額を全て払うということは、全面的に認めたということになるわけで、何らか、これは悪意を言った話ではなく、仮に機械がトラブルがあるものを蓬田村にキャタピラー東北がリースをしたということになれば、向こう側にも責任があるということにもなって、全額を払う必要がないということになってしまうわけですよ。でも、原因がわからないのに損害賠償を全て向こうの言いなりに払うということは、こちらに全ての非があるということをお認めのことになるわけですよ。

ですから、なぜその原因を特定しないのかということが、1つ大きな疑問になるわけですよ。なぜそういう、払うのだから、きのうの予算でも認めたわけですから、支払いをすると認めたわけですから、こちらに全て責任があるということにすればいいのではないかと思うわけですよ。それをあやふやに、まだわからないというふうに答弁すること自体が、私は納得がいかないし、住民の皆さんも納得がいかないと思うわけですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この1件は、事故の原因が特定できないというもう、それをこれだということで公表になっていないということで、私どもも「だろう」だけでは、これが原因だとは言えないという立場であります。しかし、今回キャタピラーに対して損害賠償金を支払うということで予算化したわけでございますけれども、一般的な交通事故の場合を申し上げれば、事故の責任というのは、この当事者間の過失割合でその責任の度合いが決まるというふうを考えられるわけでございますけれども、今回は本村の除雪車両が踏切内で立ち往生したということが、第一の主因、一番の主な原因だというふうを考えれば、それは過失割合が相当高いものだろうということになります。

キャタピラーさんのものがじゃあ納車したのに欠陥があるのかということになるわけですが、それ自体はもうそこでリースしてきて、結局は使用したわけですから、その日使用して除雪作業をして、ある程度はやった時間帯でこちらが出てきたわけですから、機械的なもののその欠陥というものをそこで主張できるかということ、ちょっとそれは無理じゃないかと思えます。

本件の場合、除雪車の運転手が当事者ということで考えますと、民法上の使用者責任というのが最終的に回ります。そうしますと、最終的にその使用者責任というのは村が負うということになりますので、その分私どもがキャタピラーに対して、当面個人では無理だということで、今回賠償金をあげたということでございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、この事故に対しての役場の責任ということをお伺いしたいと思います。幸い、作業員もまだ20代の若い人ということで、まだ余りなれていないということで、作業員ばかりを責めるわけにもいかないわけです。それを指導する立場の上司、それから役場の係の人たち、この人たちも含めて責任を何らかの形でとらないと、はじめをつけないといけないというふうに私は考えるわけです。

昨年、介護保険のところだと思ったわけですが、一職員が懲戒処分を受けていたわけです。やはり村民の皆さんに損害を与えたという理由なわけです。950万円といえ、村にとってはわずかな金額かもしれませんが、蓬田村、約1,000世帯、実際は950世帯ぐらいかと思えますけれども、1軒当たり1万円の負担ということになるわけです。ですから、役場職員はこの事故に損害賠償950万円を支払わなきゃいけないので、各ご家庭から1万円徴収しますなんて、これはないことですが、そういうことになる金額で、

とても納得できないかもしれません。ですから、1軒当たり1万円ということは、大きな金額になるわけですから、何らかの責任をとらないと、またずるずるずるずる行ってしまう可能性もあります。この辺はどのようにお考えなのか、村長に答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かにそのとおりでありまして、責任は不明瞭にはできないというふうに考えております。先ほども言いましたように、村が雇用した者に対する使用者責任ということで、責任を負うこととなります。村が責任を負うということは村長ということとなります。しかし、村長といえども、結局はその除雪の業務、監督、命令、これが全てするということは不可能なわけです。そのために村というのは、市町村というのは行政組織というものを持っているわけです。その行政組織の中に課があり、班があり、さらには除雪隊のその指揮命令権もあるということですので、それぞれの担当課の職務上の責任ということも出てまいります。

その責任をじゃあどういうふうにして処理するのかということになりますと、やはり最終的にJR東日本の盛岡支店の総務課長さんとお話ししたのは、修理とか損害額について計算をして、それらをどこかの機関に何かを報告するみたいであります。報告をして、それが終わるのは、手続が終わるのは1年ぐらいかかりますよということでしたので、これがやはり全てそろわない限りは、また何が出てくるかはちょっとわからないということで、その時点でやはりそういう行政組織上、私自身も含めて、組織上の責任ということを確認にしないといけないというふうに考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、4番目のアシストへの補助金についてお伺いいたします。

まず、アシストの農産物ブランド化推進事業補助金300万円についてです。村長から2月18日、この事業計画書に書かれてある補助金の名目よりも、1人の社員の賃金のためという説明があったわけです。本来補助金は農家のための生産に係るものに助成されるものだと思います。一社員に対しての補助金ということはありません。賃金の補助金というのであれば、なぜ賃金補填という形をとらなかったのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このトマトブランド化事業につきましては、12月の定例でもこの話をしているわけでございますけれども、アシストにこちらがやらせておりますのが、生産から生産者の指導から販売まで一括管理する、いわゆる経営管理者を用意してマーケティングを行っていくという考え方でございます。村内でかなり物色したのですが、なかなかおりませんで、結局は外部から、外部からというのは村外から雇用するという形になりました。

しかし、今坂本議員がおっしゃったように、その農家に対する補助というのは別に考えないといけないということははっきりしています。このアシストが事業を進めるために補助をして、ブランド化推進事業を進めようという考え方がまず根底にあります。農家に対して補助するという考え方は、例えばハウスでの補助でありますとか、苗の補助でありますとか、例えば転作にかかわる補助でありますとか、そういったもので農家に対しては別口で考えていかなきゃいけない。

今回計上していますのは、そういうマーケティングを行えるような人材をどのようにして確保するのか、それに対して今までは全く補助金もなく、アシストそのものが負担をしてやっているわけですが、それだと事業が進められないということから、今回300万円の補助金として、補助の対象としてそういう一社員ということ、一社員に、個人に対してその300万円を私はあげるという意味ではありません。ですので、そこで人が変わっても、あるいはそういった単価が変わっても、それが動くということではなくて、その中で負担していただくということになります。

なぜ賃金に補填しないのかということなのですが、賃金、具体的に申し上げますと、パート賃金という考え方で私は受け取るわけですが、パート賃金に対してお金を払うということは、それなりの生産数量、あるいは販売数量があつて、そこで選果をしたり、あるいは労働を供給してもらうということになるわけですが、その数量が少ないのに、その賃金が一般的に多くなるということは、本来はあつてはならない。というのは、それは経営上は変動費と申しまして、数量が少ないと賃金も少なくなるわけでございますので、それに対して例えば300万円、500万円上げるという、補助しますということは、形はとれないだろうということでもあります。

したがいまして、私どもとしては、中核となる経営管理者に対して補助をするという考え方をしています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) ②番目の質問ですけれども、新規就農者の方がどうしていつの間にかアシストの社員になったのか。その経緯を村民の皆さんに説明していただきたいと思います。

それから……これは再質問でしますので、とりあえずそれを答弁お願いします。

○議長(藤田修一君) 村長。

○村長(久慈修一君) 村長がよもぎたアシスト株式会社の社長ということ、非常勤でございますけれども、なっていますので、あらゆるものに対して一応説明は受けておりますので、私のほうから答弁いたします。本来であれば、アシストの専務なりがやるべきことでもあるのでしょうけれども、社長としての責任としてやりますので、よろしくお願いします。

平成26年11月に、ミニトマトの生産販売につきまして、行政、村と、それから県の機関、それから農協、それから生産農家の代表者の方、これらの方々と、これについて何とか推進できないかということで協議をしました。一昨年、おととしの11月でございます。何とかできないかと言いましたけれども、これをやると言った方はどなたもありませんし、多分できないだろうということでございました。

さらにその後、12月だったと記憶していますが、再度協議した結果、よもぎたアシスト株式会社に農業部門を立ち上げて、これを実施したらどうだろうということでありました。その時点で必要な人材ということで、じゃあ誰がどういうふうにしてやるんだということが議題にありましたけれども、結局はやれる人がいないということになりましたので、それじゃあ社外から募集してやりましょうよということになりました。募集すると言ったものの、一応安定所、今は何ていうのですか、ハローワーク等にも募集は出しましたけれども、なかなかないのと、という形で進んでいる中で、新規就農者からやってもいいということで紹介もありましたし、面接した結果、採用することにした、これが4月から採用ということにいたしました。

これ以上の説明になりますと、ちょっと経歴だとか、なぜその人なのかとかになると、そういった問題がありますので、プライバシーとか個人情報の問題がありますので、これ以上の説明は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長(藤田修一君) 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) これに対して再質問しますけれども、アシストがこれらの社員、私はこれらと複数形を使ったのは、2名いると思いますので、採用に当たって村民は全

く知りませんでした。普通第三セクターの会社ですから、村民の皆さんに社員募集の公募をするというのが普通であるはずなのに、この公募をしなかったということが引かかるわけで、なぜこのように公募をされなかったのか。このもう1人のマルシェで勤務していると思われまます方についても、いつ採用されたのか、また人件費というのは幾らなのか、これも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員は公募しなかったというふうにおっしゃっていますが、回覧は回しています。（「ああ、そうですか、済みません」の声あり）回覧は回して、ハローワークにもこれのをやっています。（「失礼しました」の声あり）結局それを出したけれども、来なかったということで、別口で紹介なり、そういったことをして、申し込んでやっていただいています。

人件費は幾らぐらいかということでございますけれども、年額で申し上げれば240万円です。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 公募したということで、大変失礼いたしました。訂正して謝罪いたします。

次に、③番目の件ですが、農家が生産するトマトの不足分をパートを使って農協の施設、400坪のハウスを借りて生産するという説明があったわけです。トマト生産はこのような形で簡単につくれるものなのか、私は疑問があるわけです。その説明を詳しくしてもらい、またその栽培の事業計画書の提出も求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この質問の通告書を私見まして、トマト栽培が簡単にできるような、その資料を出してくださいというふうに見えるのですが、どんな資料を求めているのだろうということで、私も大分悩みました。質問から、質問を私どもは翌日受け取って、一応皆さんで協議しているわけですがけれども、時間もなくてどういう内容の資料になればよいのかということでわかりませんでしたので、今回はその資料は作成しておりません。

ただ、この事業を進めていくために、平成27年度の事業実績並びに28年度の計画書というものを昨年の12月までに求めて、私自身求めて、それでいわゆる経営上の分析を進めて、平成28年度の事業計画に臨んでいるわけです。それに関して申し上げます、平成

28年度の、例えば実際にどのぐらいの生産数量があったかとかというのは、数量として捉えております。その数量に基づいて、じゃあ28年度はどうするかというので、協議を1月に行っておりまして、その1月の時点でこの生産計画というのをまとめたわけです。

結局、この事業を成功させるためには、一定の数量を確保しないと、経営ができないということがはっきりしています。と申しますのは、生産農家が21戸しかありません。21戸の農家でまた28年度もそれをやっていくということになれば、それに合わせた形で経営をする必要があるわけですけれども、そうすると、その会社自体がその21戸の販売をするものだけでは間に合わない。それを補填するためには、農協のハウスを借りて、その育苗ハウスが終わってしまってからそれを借りて、自社で生産してみようかと。それでどうにかこうにかプラマイゼロまで持っていけないかという計算なわけですけれども、なかなか人件費まではプラスにならない。これは去年の実績からいくと、どうしても人件費まではプラスにならないという内容でございます。

簡単にトマトができるような資料というのは、私、そのことを指しているのかどうかわかりませんので、きょうは資料ということは出さないでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この③番に対する……。

○議長（藤田修一君） 再質問ですか。もう1回だけ許します。

○5番（坂本 豊君） 再質問になりますけれども、農家の人であれば、簡単にはそんなにトマト栽培はできないということが常識であります。また、ミニトマトということになれば、私も農家ですが、トマトの生産をした経験がありますけれども、とても私にはできない、難しいものだと思います。ですから、もし仮にこんな簡単に、足りないからどこかのハウスを借りて、人を雇ってつくりますといっても、それが赤字になった場合はどうするのでしょうか。この前の説明会でもちょっと申し上げましたけれども、黒字になるとは限らないわけで、病気もつけば赤字になる、そういうこともあります。ですから、生産したものが赤字になれば、赤字で仕入れてきたというふうに考えられるわけですが、そういうことも計算に入れているのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かに27年度も出だしでありまして赤字になりました。赤字になった分、結局は民間の資金を借りまして赤字補填をしながら運営しているという状況で

はあります。

そのトマト、じゃあその簡単にできるのかということに対しましては、そう簡単にはできないだろうと私自身も思っています。目標数量ということで、坪6本植えて、何粒とって、何キロとって、A品、B品何本あってということで計算をしておりますけれども、計算どおりにいかないのが、これが農業の動きだというふうにわかっています。わかっていますけれども、やはり私たちの基幹のこの農業、米がだめになったら、じゃあ何をやるのという形で進めているわけですが、やはり蓬田村といたらトマトだと、その桃太郎トマトもだんだん生産者が減ってきて、生産数量も落ちてきてという形の中で、その転作作物の振興とか、あるいは農家所得の確保とかということを考えれば、ある程度やはり今の県知事じゃないですけども、攻めの農林水産業というのを進めざるを得ない。ですので、今回、当初予算にもタマネギだとかいろんな形で実験させるということも載せています。

私自身としては、アシストが赤字になった場合は、当然アシスト自身で資金運用しながら、民間から借りても資金運用をしながら、これを何としても成功させたいという気持ちでいます。ブランド化をすることによって、蓬田村のいわゆるロイヤリティーというのは、何ていうのですか、名誉みたいな、名前みたいなのも売れる、それからそれをブランド化することによって、価格に対して蓬田産の物はいいという評価をもらえる。私は村民のこれはプライドをかけた事業だというふうに思っていますので、赤字補填については自社内で何とか消化したいというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 最後の4番目の質問にします。村長が答弁したようなものですが、最後に、今後も事業の赤字が出るたびに補助金をアシストの社員のために出すのかという質問なのですが、村長が今答弁したということで、今後は補助金に頼らず自前でアシストの責任で資金を借りながらやっていくということよろしいのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） はい、基本的にはそういうことで考えております。でも1つだけ私が補足したいのは、平成27年度の地方創生事業、これから今、ヒアリングをしている事業がございます。その中で昨年と同じような名前ですけども、蓬田村農業ビジネスモデル構築事業ということで、国に交付金の申請をしております。これもトマトが入っています。トマトが入っていますが、これに対してまだこれは確定したものではありません。

せん。今の300万円を補填してくれる可能性があるということです。必ずしも赤字を補填するためにそれを行っているんじゃないということですので、その分をつけ足していただきます。

○5番（坂本 豊君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、2番久慈省悟君の質問を許します。

○2番（久慈省悟君） 住民の皆さん、大変ご苦労さまです。長い間ご苦労さまです。ちょっと大分暑くなってぎゅうぎゅう詰めで大変ですけども、もう少し我慢してください。

もうお昼になってきましたので、おはようございますではなく、こんにちはどうのことでございますけれども、私からは、通告しておりました2件について質問させていただきます。

初めに、蓬田診療所の施設についてということでございます。村が所有している建造物等においては、村の財産管理下に置かれていると私も判断しておりますが、先日先輩議員からも教えていただきましたが、診療所の先代の先生のとときに、村から出ていくという、そういうお話があって、この村を無医村にはできない、そういうようなことから施設を提供するということになったんだよと、私はそうお伺いをし、納得のいったところでございました。

そこで、通告をしておりました質問に入りますが、村の施設ですから、改修工事等においても、管理者である村が負担すべき、そう考えますが、村ではどのように考えているか、まず答弁を求めますが、ここで言う修繕改修工事等というふうに私はお尋ねするわけですけども、これについては何かの、何ていうのですか、施設内の設備、そういうものに対してもお答え願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 議員おっしゃるとおり、蓬田診療所は村で建設いたしました。平成12年度にトイレとか、増築して改修しております。その後、修理とかの要望とかはまだ来ておりません。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 先日、看護師さんの方から除雪の、下手だとかなんか苦情がありまして、私はちょっと見に来いと言われてまして、突如行ったときに、除雪の話はままたならず、この設備に関して、パネルヒーターを直して何十万円かかっているのに、何も村で見てくれないとか、何かそういう、何か変な苦情が寄せられまして、いや、看護師さん、ちょっと待ってくださいと。先生の話も聞かないで、ただ皆さんからばかり話を聞いてもだめですから、先生を呼んでくださいということになりまして、看護師さんと先生から事情を伺ったところ、担当職員にはしゃべっているのだけれども、担当職員は課長には報告しているのだけれども、全然その後返事がない。まずこの1点について課長に、お耳に入っているのに、なぜ村長のほうに相談ができなかったかという、このまず1点を答弁を求めます。

そして、あわせて、通夜の席上ではございましたが、たまたま村長さんと隣り合わせになりまして、その旨を村長さんにも伝えてあると。先生はこのようにお話ししていただきました。ですから、人間ですから、忙しい身ですので忘れるときもあるかも知れませんが、村長さんに対しては忘れていたかどうかはわかりませんが、そのようにその旨をお伝えいただきながら、今日まで回答ができなかったその理由、あわせて答弁を求めます。

さらに加えて、立てかえされた代金に対してはどのような考えか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 平成12年度に改修を行いました。私ども、つい先日、先生でなくて事務の方のほうからお伺いしたところによりますと、平成24年にボイラーを交換、またパネルヒーターを修理しましたと。これについては役場のほうに、私も24年はちょっといなかったのであれなのですが、役場のほうに言っていないみたいで、大澤先生のほうの支払いで約90万円かかっていると伺っております。

また、26年、これは改修のときにつけたエアコンなのですが、エアコンの修理で4万8,400円の修理代がかかって、これも役場のほうには全然お知らせがなくて、先生のほうで修理してお払いしたと。また、平成27年9月ですが、エアコンが故障しまして、エアコンの交換を行ったと。この話も役場のほうにはありませんでした。この支払いについて71万2,800円かかったということで、つい先日、従業員の方から聞き取りしました。

それで、基本的には役場のほうで建てたものなので、事前にこちらのほうに要望があれば、予算計上して修理できたかと思うのですが、急を要していたのか、その辺りちょっと

とわからないのですけれども、先生のほうで全部直したと、そういうことを伺いました。

今後、先生のほうから修理または交換等の話があれば、村のほうで予算をとって対処したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今質問の中で、村長とつやの席上、話をしたというふうに今言われまして、それについて何も言われなかったのかという内容のことが言われました。私今、一生懸命思い出しているのですけれども、ど忘れが激しくて、どこの席上の通夜でオオサワ先生と会ったかちょっと、いや、確かに会ってはいるのですけれども、そういう話をしたという記憶はございません。以上です。（「村長、もう1点、加えて、肩がわりした代金についての見解は何っていますので」の声あり）

今、その肩がわりした平成24年、90万円、26年、4万8,400円、エアコンの修理71万2,800円ということですが、実際にこれを役場で支出するとなると、24年のものとかというのは、どういう支出の仕方をすればいいのだろうということで、ちょっとこれはそういうことができるのかどうかというのは、私もちょっとここでは答弁不能ですので、ちょっとこれ、考えさせていただきます。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長と今、村長に答弁を求めましたが、課長は前向きな回答がありました。ただ、今村長が言われたように、24年とか何年も前の過去のものについては、補正を組んで次の議会にどうのこうのというのもまた変だと私も思いますので、ただ、昨年度とか去年の11月、12月のあたりに、例えば冬、寒い時期ですよね、そういう時期に例えばパネルヒーター暖房器具等において、壊れてしまえば、患者さんを寒い中、予算計上して、それが通るまでといたら、いつになるかわかりませんので、病院の先生はすぐ業者さんに連絡して、患者さんには迷惑がかからないように、これは診療所だけでなく、本当はそういう施設ばかりでなく、さまざまな、民間でもどこでもそういうふうに対処すると思いますので、そういうことに関してはやはり診療所側と村長サイドのほうで、昨年度に関しては次の議会で何とか補正をつけるなりとかを認めていただくような、そういう動きをしていただきたいと思います。

そして、私は大澤先生に、ついでに私は村長じゃありませんけれども、小破修理、小さい修理は財政事情とかも考えて、何とか協力してくださいと、私は診療所の先生にそう申し上げてきたのですけれども、本来、先ほど申し上げたように、村長さんが診療所

の先生のところに行って、昨年の11月、12月に関して、何ていうのですか、お支払いをしてもよいというお気持ちがあるならば、私の口からでなく、村長さんの口のほうできちんとそのように、小破的な修理に関してはお願いされたら、なおよろしいかと思えます。これに関しては、村長、もう一度去年の11月、12月に関しての、診療所さんに対しての動きはなされるか、なされないか、答弁を求めるところです。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ちょっと私もその内容を聞いては、担当から聞いてはいるのですが、それがどちらのものなのか、要するに備品管理、村が備品管理するのか、エアコンに当たっては、これは建物についてあるものですから、これは建物側なのでしょうけれども、そのパネルヒーターとか、私はちょっと中身については、これはわからないものですから、それをどういう補填の仕方をするかということも含めて、もう一度検討させていただきます。多分予算が出るとすれば、6月になるかというふうに思います。ちょっと中身を再検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 村長さんから今、中身に関しては検討させていただきたいという答弁でございましたので、6月にまたその旨をお聞きしたいと、このように思います。

それでは、次の質問に入ります。

除雪隊の皆さんは、村民の使用する村道を深夜から朝まで除雪作業に追われて精を出していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。今では、村民各位皆さんがご存じのように、非常に残念なことに、類を見ないJR貨物と当村の除雪ショベルローダーとの接触があったわけですが、雪の降り積もった道を作業しながら進むわけですから、今までもヒヤリ・ハットや小さな接触事故はございました。しかしながら、このJRの事故というのは決してあってはならないわけです。そうすれば、決してあってはならない事故をどのように回避したらよいのでしょうかということに対しては、やはり教育の上にも教育、そしてさらには現場での実務教育というのが不可欠というふうに判断いたします。

そこで、通告しております質問に入りますが、村は1回目に概要を1月の21日ですが、私たち議員に対して説明をいたしました。最後に何かお聞きしたいことはという役場側のことに対して、私は機械的要因と人的要因を分析してくださいとお願いしたところ、2回目の2月19日には、経過の報告を受けましたが、要因分析までの説明はなかったた

め、このたび答弁を求めたいと思い通告したわけですが、これに対してお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今言われた要因分析についてであります。事故原因がまだ確定していません。現状で分析することは非常に困難であります。外ヶ浜警察署より事故原因が確定・公表され次第、要因のほうも分析していきたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） ぎりぎりの人員で隊を構成するのではなく、人間ですから、生身の人間ですから、急にインフルエンザにかかったりする可能性もありますので、そういう意味では、若干余裕を持った人員でやはり隊を構成すべきと私は判断しますが、そしてそういうベテランの人が、年数がたたない、あんまりまだ経験の浅い、そういう方々と便乗して現場で指導に当たっていく、ゆっくり育てて路線を預けていくのは、四、五年の先だと私は思います。

ちなみに、青森市内のさまざまな幹線はさまざまな業者が委託されているわけですが、二、三年経験しただけでは、誰も1人では路線は持たせません。除雪隊長にそういう意味では、やはり今の隊というより、前の除雪隊とか、さまざま組み合わせでやったほうがよかったのではなかったか。そして、また前除雪隊長の話によれば、私がお世話になった方々を育てなくてはならない、あなたは遠慮していただきたい、何かそんなことを言われたと聞いておりますけれども、ほかの人もそういうことが広まれば、どうせ私たちが申し込んでもだめだろう、そういう先入観が働いてしまって、申し込み者が不足になってしまうのです。もっと、村長に今なられているので、もっと心を広く持って村をまとめていくつもりで今後は考えていただきたいと思います。

そして、きのう、私たちが、一般会計予算が採決されました。その中で補償すべき950万4,000円、これが速やかに三菱キャタピラーさんのほうに新車のショベルを返還するという通ったわけですが、この950万円というのは、村民のやはり大切なお金でございますので、これは、こういうことがなければ別な予算に使えたわけですね、この950万円というお金は。そういうことに対して、村長さんはどのような見解を持っているのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、除雪隊の申し込みに関しまして、何かその政治的な配慮があったような発言をされましたけれども、それは、1つには投書が、投書があったと言えればあれなのですけれども、ここの部分は人的な問題でございまして、例えばその職員の親がやっていると、親子でもらっているのかとか、いろんな批判がございました。そういったこともあったので、じゃあ今回、後進に道を譲るという形から、前々年度ですか、に移したということがございます。

あと、950万4,000円のこの支出について、別の予算にも使われるんじゃないかということですが、村の予算というのは、全て代替できるものというふうな考え方ではありません。そのとき、そのときに必要な金額というのを予算計上して、こうやって議会で審議していただいて、その中身に基づいて私が使っていくということでございますので、その損害賠償は全く無駄なことだと言え、相手に対してこれはまた裁判沙汰になるということもありますし、やはり必要なものについては随時予算化して議会を通しておりますので、その辺は別な予算に使えるという解釈をしていただきたくないというふうに思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） そういうつもりで私は言ったわけではないのですけれども、ただ、事故がなかった場合は、この950万円という大切な村の、村民の財産ですから、そういうお金はほかのほうの事業に回せたんだということだけをただ申し上げただけで、村長さんからは、私はこのようなことをしゃべっていただければいいなというふうに期待したわけです。それは何かといえば、事故が発生してしまって、村民の皆さんの大切な950万円というのを、弁償するためにお使いするわけですが、何とか村民の皆さん、よろしくお願ひしますとか、ご迷惑をおかけしてどうも済みませんとか、最高責任者としてのそういう謙虚な気持ちの言葉を私はいただきましたかったというのが本音でございます。

それに対してはいいとして、今後やはり2人、新人さんを含めてこれからもやはりこの蓬田村の人口は減少していきますし、この冬期間の除雪作業というのをやはりきちんと確立するためには、どうしても新人さんを育てていかなければならないわけです。

そして、きのう、新規で除雪ローダーを購入する金額が3,880万円、これは2台分だと説明を受けております。この予算が通っているわけですから、キャビンが2人乗れる、そういうものを購入して、ベテランの方がいつも便乗、何かあれば便乗して指導を与えられる、非常に、何ていうのですか、便乗できる、そういう2人乗りのキャビンが注文

で幾らでもなりますので、1人乗りでなく2人乗りの、ぜひそういうのを購入するよう、最後に申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、2番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第6 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第6、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） 7番の木村です。通告順に従って、5点についてお聞きいたします。

初めに、除雪隊について伺います。

①として、現在運転手が7名いると解釈しておりますけれども、毎年、単年度ごとに改めて採用しているのか、あるいは継続して、欠員が出たとき不足分の運転手を補充していくというふうな形をとっているのか、どのように行っているのか。そして、また現在の人数については適正と考えているのか。答弁を求めます。

②として、数年前から、構造物破損補償費が年々ふえてきております。過去を振り返ってみますと、19年の年は19万円でした。1,000円以下切り捨てて。20年の年は29万円、21年も29万円、22年の年は98万円、23年の年は201万円で、24年の年は162万円で、25年が188万円、26年が334万円、その雪の降る量にもよって若干違いはあると思いますが、19、20、21年前は、30万円以下で済んでいました。最近は300万円かかったり非常にこの額が膨らんでいます。そのような状況を見て、担当者はどのように感じているのか。

そして、③として、先ほど、今まで質問があったわけですが、原因が最終的になかなかわからないということですが、事故が起きてからもう50日ほど経過しています。いつごろになれば、この最終的な原因というものがわかるのか。予想をどのようにしているのか。この3点について答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） まず、最初の除雪隊の運転手の採用の①の質問についてです。

まず、採用は単年度ごとに行っております。例年であれば、10月に回覧板にて公募をし、11月上旬に内定通知をしており、12月1日に辞令交付式を行い、翌年の3月20日までの採用となります。

除雪運転手の人数についてであります。現在7台の機械に7人を採用しており、適

正と考えておるところです。

2番目の構造物破損補償費の件であります。議員おっしゃるとおり、私、21年前の除雪の補償費までは調べていなかったわけですが、近年、24年度、162万円と。25年度、私ちょっと間違い、175万円、26年度、335万円。27年度、今年度の2月末までで263万円と、支出額が非常に増加しています。28年度からは除雪作業員を早期に確保、内定をし、除雪講習会に参加してもらい、作業の安全性の確保、円滑な作業実施など、意識の向上を図っていきたいと考えています。

また、除雪機械が1台ふえ8台体制ということになりますので、除雪路線の見直しを早期に行い、雪が降る前の秋口から自分の路線を決めて、はっきり把握してもらおうというふうに考えております。

3番目の事故原因はいつごろになるかということではありますが、外ヶ浜警察署に聞いたほうがいいのかどうかわかりませんが、まだ正式発表されていないので、ちょっといつということは今言えません。発表ということは、警察のほうでは正式に発表をいつするのかということについて、私はまだこれは捉えておりません。

以上、3点についてお答えしました。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 再質問させていただきます。

運転手の人数ですけれども、1台ふえて、きのうの予算特別委員会でも課長が答弁しておりましたけれども、運転手のほかに、何ていうか、連絡員あるいはパトロールをして歩く要員、そういう方が1名ぐらいいれば、各機械が動いているわけですから、その間、トラブルがあつたりすれば非常に有効なのではないかという気がします。1名ぐらいふやして、そういう係を設ければいかがでしょうか。それについてどう思いますか。答弁願います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は余り現場のことは口出しをしない、わからないと言ったほうが正しいですが、やはりあればすごくいいだろうというふうに私は思います。ただ、やはりその除雪隊のその組織の中で、それが必要かどうかというのはやはり議論すべきだろうと思います。ここで即決であればいいという答えは出せませんが、除雪隊の皆さんと協議しながら、今後検討したいということになります。よろしく願います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） それから、除排雪作業のこの運転の技術の統一と、そしてスキルアップを図るために、シーズン前に講習会を開催したり、あるいはそれぞれ各運転手が自分の区域を巡回して破損しやすい物等がないか確認しておくという作業が極めて重要ではないかと私は思っております。そして、また平成20年度、21年度に入っていた除雪隊の隊員は村内にまだおります。その人方を呼んで講習会を受けるのも有効ではないかというふうに思います。

先ほど課長が10月、単年度ごとに運転手を頼んでいるというふうなことをおっしゃいました。10月というよりも、この前年、前年というか、春早々に運転手を雇って、そして夏期間、その自分の区域を巡回させて、壊れやすい物や道路の形なり、その運転手の方に見せておく、雪が降る前にそういう、この自分の区域をよく知ってもらおうというふうなことが非常にこう、物を壊さない、うまく除雪作業を進めるためには必要ではないかというふうに思う気がするわけですが、その点、講習会等、そういうふうなことについてどのように考えているのか、担当者の答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 除雪機械の運転手については、募集時期をまず早めると。これは何月ぐらいが適当かということは、これからまず検討していきますけれども、それで早く、早期に内定者を確保しまして、内定者には除雪の講習会に参加してもらい、作業の安全性の確保と円滑な作業実施など、意識の向上を図っていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の私道の買収について伺います。

昨年、第1回定例会で坂本議員から質問があったわけですが、郷沢地区の土地の買収、その件についてどうなっているのか伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在、道路を改良するための概略設計を委託しております。

3月中には業務が完了し、成果品が提出される予定になっております。その成果を検討いたしまして、財源等をにらみながら実施設計費、用地買収費等、28年度の補正予算で可能であれば対応していく考えであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この件に関して、地主の方と交渉はしてきましたか。お聞きします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在のところ、この成果品ができて、大体予定の用地買収の面積等、これがある程度はっきりした段階で、これは本人との交渉になるかと思えます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 地主の方が村で果たして買収するのか、しないのか、多分不安に思っているかと思えます。ですから、いつごろにそうしたいというふうな村の考え方を地主の方に早目に伝えておくことが必要ではないかというふうに思えます。もし売らないと言えば、もうそれで終わりなわけですから、そのところはやはり村側で、現在の道路として使用させていただいているわけですから、早目早目の対応をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 大変申しわけなく思っております。ここについては以前に質問をいただいて、すぐ指示して、概略設計をつくるようにということで指示をしました。概略設計でもやはり現場に入るわけですから、一番最初に必要なことは立ち入り許可、ないしは立ち入り通知を本人にすること、こういうものをこういうふうにしてやりますからという手続から本来入るべきであります。そういう手続が抜けていたということで私も聞きました。こういうことですので、何とかご協力をというのが一番最初の手続なのですが、そこが抜けておったということで、大変失礼したと思っております。今後十分気をつけてやりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、3番目の村道の除雪について伺います。

蓬田地区宮本に位置する大橋の踏切では、近くの住民が利用しているために、冬期間も閉鎖されておりません。道幅が狭くて大変かもわからないわけではありますが、

村の除雪隊による除雪はできないものかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 大橋踏切を挟む東西の道路は道幅が狭く、除雪した雪をためておく空き地がありません。また、踏切の幅員が2.7メートルしかないため、除雪車両が作業して通ることも困難であります。そのため、道路が雪で狭くなった場合は、適宜排雪を実施し、歩行者の通行を確保していきたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 踏切の上に住宅が2軒あります。しょっちゅう回覧板等を持って伺って……。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

○7番（木村 修君） 踏切の上に住宅が2軒あります。回覧板等を持って歩いたり、非常に頻繁に行き来するわけです。もし迂回するとなれば、何百メートルも中学校のほうに行っておなければならないわけで、あそこを通ればもうすぐ隣のわけです。そして、これまでの状況をお知らせしますと、鉄道のほうで踏切は除雪するわけです。そして、その道路と幾らの距離もないわけですがけれども、そこに雪が1メートルも1メートル50もたまるわけです。結局山に登っておりて、また山に登ってまたおりてと、非常に住民が危険で苦勞しています。時期に何回かでも、あるいは月に何回かでも、そうならないように、せめて高さが30センチぐらいで終わるように、1メートルも1メートル50にもならないように排雪なり、またあの踏切の上は田んぼで、雪を捨てる場所が幾らでもあるわけです。例えばショベルカーとかで行けば、雪をくんで投げることも可能であります。それに、その道路の距離ももう幾らもないわけです。課長も知っていると思いますけれども。ですから、非常に不便な思いをしていますので、今後うまく対応していただきますようお願いいたします。

次に、4番目の消防団についてお伺いいたします。

消防団員は地域住民の生命・財産、それらを災害から守るために、非常に多忙な中に

もかわらず、日夜努力されております。その団員が年々減少してきております。そのことをどのように捉えているのか。そして、また村で定めた団員の定数に対して、現在の団員の加入率はどのぐらいになっているのか。

2番目として、今後、消防団員の減少を防いで、その団員数を確保していくための施策が必要かと思えますけれども、村としての見解を、以上2点について伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） ここ10年間の推移を見ますと、消防団員が10人ほど全体的に減っていることは事実なわけですが、今現在、定数条例上は170の定数に対して、現役消防団員数132名、加入率でいきますと77.7%となっております。先ほども言いましたとおり、ここ10年間を見ますと、10人ほどの減でありますけれども、小さい村ですので、8分団ありますけれども、8分団のうち1つの分団だけ、約20名を超えている分団が1つしかございません。そういう意味では、ほかの7分団については20名以下ということで、大分その訓練等、あるいは実際災害あった等については苦勞しているような状況だというふうに思っております。

村としても、広報よもぎたで不定期であります、やっているとありますが、27年度中におきますと、蓬田村民祭において、ことし初めての試みですが、消防の幹部会を中心にパネルの展示等をいたしまして、団員の加入についてPRしてきたところであります。

いずれにしても、新規の場合については特に、例えば高校を卒業した、あるいは若いうちに県外に行ってまた帰ってきたとか、大学終わったとかと、そういう若い人ほどやはり早く入らないと、なかなか何年かたってからとなると、なかなか入りづらいし、入れづらいと。やはり年齢的な制限は何年か、平成19年に年齢を、消防団員の年齢を55から65にしましたけれども、その改正して団員の年齢を上げたことについても、それで団員がふえたかと言えば、決してそんなことはなくて、やはりまだまだ入っていただけていないというふうなことであります。

いずれにしても、今後また継続的に団員募集については行っていきたいというふうに考えています。この辺は消防幹部会なり、各分団なりと、またご相談しながらやっていきたいというふうに考えています。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 昨年の第1回定例会で久慈議員が質問しました、団員報酬であり

ますけれども、二、三千円アップしてほしいという、最後に要望をいたしております。
幹部会などで話し合いを持ってほしいというふうなことを要望しておりましたけれども、その後、話し合い等があったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 2年前に一応報酬を見直しまして、少しですがアップしたところであります。ちなみにことし、何か平内町ではことし報酬を上げると言われたことでしょうかけれども、平内についてはずっと、2年前にずっと上げてこなかったということで今回上げるので、それで県内的に上げているところがあるのかなというふうに思いますので、上磯管内については2年前に、そのぐらい町村ごとに、報酬額は違いますけれども、若干ですがアップさせていただきました。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） お話をしたことが、お話しましたかということでございますけれども、非公式であります、本団の方々とお話をしました。本団の方々が言うには、報酬よりも出動手当のほうを高くしてほしいんだということで要望されています。今回やるにしても、やはり今総務課長がおっしゃいましたように、他の町村とのバランスというのですか、そういったことを考えると、外ヶ浜が突出しているわけですが、私たちが本当は上げてやらないといけないと、あれだけ苦労させてという気持ちはありません。ですので、平内がまた今見直すような話ですので、私たちが随時見直ししていきたいと思えます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 消防、27年度、出動回数聞きましたら、12回あったそうです。26年度も同じく12回あったそうです。そのうちの6回は訓練で出ております。あとの6回は火災、あるいは遭難捜索等で出ております。非常に団員は夜夜中まで捜索したり、勤めている人でも深夜までその現場で監視したり、非常に苦労しております。特に12月、高根の火災のときは非常に寒い、季節的にも寒い中で大変であったというふうに認識しています。今の村長が言われましたように、蓬田村では今、出動手当が1,200円から1,600円に上がった。そして、団員報酬も1万円から1万2,000円に上がりました。しかし、外ヶ浜では2万円です。非常に格差が大きいと思えます。8,000円も違うわけですね。これは団員の人たち、外ヶ浜町が突出しているのもわかりますけれども、もう少し考えてもいいのではないかと私は思います。団員報酬が上がったから人が入るとい

けでもありませんけれども、日ごろそういう苦勞をして村の財産・生命を守っているのですから、我々もその辺を理解してあげたいというふうに、こう思います。

次に、5番目として、地方創生加速化交付金について伺います。

15ほど、その計画しております。この先、それが議会を通して予算等が確定していくのかと思っておりますが、その中で、その15項目の中で2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、1番目として、タマネギの機械の導入事業、1台、2台、そのほか賃金とか計画しておりますけれども、タマネギを栽培する人がいなければ、その機械とかいろんなことは活用されないわけでありまして、その栽培農家をいかにして養成していくのか、その普及計画はどのようにして考えているのか。

また、もう1点は、空き家のことでもあります。空き家調査事業委託事業もその1つでありますけれども、実施計画とその内容等について、以上2点についてご答弁お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 私のほうから、タマネギの機械導入事業について説明させていただきます。

村内では、蓬田村の主なる転作作物であるソバにかわり、新しい転作作物としてタマネギに取り組んでいる農家が2年ほど前から数軒あります。村ではJA青森蓬田支店と相談・検討した結果、需要があること、反収当たりの収益性が高いことなどから、JA青森蓬田支店とともに、タマネギ栽培の普及に取り組むこととしました。普及を計画するに当たり、収穫のための機械、収集のための機械の導入については、地方創生加速化交付金事業の利用を考えております。

普及計画につきましては、JA青森蓬田支店のほうで計画を作成しておりまして、平成27年実績で取り組み農家2戸、面積が0.5ヘクタール、生産量が7トン、3年後の平成30年で7戸、2ヘクタール、88トン、5年後の平成32年で20戸、10ヘクタール、440トンの生産を目指しております。以上です。

○7番（木村 修君） この人口減対策と、そしてまた地域の、村の活性化、そういう物を解消していくために、この地方創生加速化交付金の中のこの村単独事業……。

○議長（藤田修一君） 2つ目の空き家の調査のこと、今総務課長……。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 空き家調査業務等委託事業の関係であります。まだ委託先、

及び事業のはっきりしたものについてはまだこれからとなっております。現在、県のヒアリングは通りまして、今現在国のヒアリングがされているさなかでございまして、次の議会には予算化を改めてしたいということで載せたいと。それで、先ほどのタマネギの関係と合わせて、空き家対策の関係についても、27年度中に繰り越しして、28年度中には事業をやっていくというような考え方でおります。

私のほうで今、その空き家対策の関係であります、まず1度は村のほうで独自に空き家の調査をしましたけれども、改めて空き家の実態調査、空き家の台帳などをつくります。所有者の意向をまず、意向調査も行うと。それから、空き家の利活用をどうするかという施策を設けていきたいと。あわせて、一番問題になっております特定空き家、近隣の住家に対して危険、危険というか危ない、あるいは通学路としてどうかということで、特定空き家になっている、その空き家の対処方法等、今後検討していかなくやならないということで、今進める事業の中でやっていきたいと。最終的には、定住促進につながるもの、あるいは新規就農への関連施策と関連するもの、あるいは実際その空き家対策を進めるに当たって協議会を設立しまして、その中で、実際協議会の中で進めること、あるいは所有者、あるいは賃貸借の関係が出てくる。あるいは不動産業者の中に入れていただいて、円滑な、スムーズにその土地、あるいは建物のやりとりをすとか、そういうことをやりたいと。最終的に地元の業者さんがリフォームなり、改築なりができていけばいいのかなという意味では、地元の大工業者さんを中心とした業者さんのまた連携が必要になってくると。それらを網羅した形で今回、27年度中、繰り越しした事業を空き家対策事業として進めていきたいというふうに考えています。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この村単独事業、15項目ほどあるわけですがけれども、村の活性化と人口減の対策には非常に有効な施策であるというふうに考えます。今後ともぜひ実現に移していただきたいというふうなことを要望いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、7番木村 修君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後12時16分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員